

○金融庁における政策評価に関する基本計画

新	旧
<p>(同右)</p> <p>1 計画期間</p> <p>本計画の計画期間は、<u>平成15年7月1日から平成20年6月30日までとする。</u></p> <p>2 政策評価の実施に関する方針</p> <p>(1) 政策評価の目的</p> <p>(同右)</p> <p>(2) 実施に当たっての基本的な考え方</p> <p>(同右)</p> <p>また、政策評価の実施に当たっては、2(1)に規定する政策評価の目的を達成するため、その運用に当たっては政策評価の実施の過程を通じて不断の見直しや制度の改善を必要に応じて行うこととし、それにより政策評価の質の向上を図るものとする。</p>	<p>行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号、以下「法」という。）第6条第1項に基づき、また、政策評価に関する基本方針（平成13年12月28日閣議決定）を踏まえ、金融庁における政策評価に関する基本計画を以下のように定める。</p> <p>1 計画期間</p> <p>本計画の計画期間は、平成14年4月1日から平成17年6月30日までとする。</p> <p>2 政策評価の実施に関する方針</p> <p>(1) 政策評価の目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 実施に当たっての基本的な考え方</p> <p>政策評価の実施に当たっては、評価の実施体制、業務量、緊急性等を勘案しつつ、重点的かつ計画的に実施するものとし、次の政策について優先的に実施することを検討するものとする。</p> <p>① 金融庁の任務を達成するために重要なもの</p> <p>② 新規に開始しようとするもの</p> <p>③ 新規に開始した制度等で一定期間を経過したもの</p> <p>④ 社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされるもの</p> <p>また、政策評価の実施に当たっては、<u>政策評価制度が導入されたばかりの段階にあることから、2(1)に規定する政策評価の目的を達成するため、その運用に当たっては政策評価の実施の過程を通じて不断の見直しや制度の改善を必要に応じて行うこととし、それにより政策評価の質の向上を図るものとする。</u></p>

<p>(3) (同右)</p> <p>3～4 (同右)</p> <p>5 事前評価の実施に関する事項</p> <p>(1) 事前評価の方式 (同右)</p> <p>(2) 評価の対象</p> <p>① (同右)</p> <p>② <u>規制の新設など金融庁において新規に開始又は拡充される事業(予算、規制、法令等)</u>を対象とする。</p> <p>(3) (同右)</p> <p>6 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項</p> <p>(1) 事後評価の方式 (同右)</p> <p>(削除)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 事前評価の実施に関する事項</p> <p>(1) 事前評価の方式 (略)</p> <p>(2) 評価の対象</p> <p>① (略)</p> <p>② 規制の新設など金融庁において新規に開始される事業を対象とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項</p> <p>(1) 事後評価の方式 (略)</p> <p>(2) 事後評価の対象とする政策 本計画期間内において事後評価の対象とする政策は、金融庁の任務である、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図る（金融庁設置法第3条）ため、金融庁として掲げている次の6つの主要な政策課題に関し、これを実現</p>
---	--

<p>(2) 事後評価の実施計画 (同右)</p> <p>(3) 実績評価 ① 評価の対象 実績評価は、金融庁の任務を達成するために重要な政策を対象とするものとし、<u>当計画期間における政策・目標は別添「実績評価における政策・目標一覧」のとおりとする。</u> <u>なお、各年度の具体的な評価対象については、本計画に規定する政策・目標を必要に応じて見直したうえで、実施計画において規定するものとする。</u></p> <p>(4) 総合評価 (同右)</p> <p>(5) 事業評価 (同右)</p> <p>7～11 (同右)</p>	<p>するために実施される各政策とする。</p> <p>① 安定的で活力ある金融システムの構築 (金融システムの安定化、金融システムの活性化(証券市場の構造改革))</p> <p>② 時代をリードする金融インフラの整備</p> <p>③ 利用者保護に配慮した金融ルールの整備と適切な運用</p> <p>④ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底</p> <p>⑤ 金融行政の専門性・先見性の向上と体制の整備</p> <p>⑥ 外国金融当局との連携強化と国際的なルール策定への積極的な貢献等</p> <p>(3) 事後評価の実施計画 (略)</p> <p>(4) 実績評価 ① 評価の対象 実績評価は、金融庁の任務を達成するために重要な政策を対象とするものとし、<u>具体的な評価対象は、実施計画に規定するものとする。</u></p> <p>(5) 総合評価 (略)</p> <p>(6) 事業評価 (略)</p> <p>7～11 (略)</p>
---	---

## 実績評価における政策・目標一覧（平成 15～19 年度）

法定任務	基本目標	重点目標	政策
金融機能の安定	<p>1 金融機関が健全に経営されていること</p> <p>2 金融システムの安定が確保されていること</p>	<p>(1) 不良債権問題が正常化されること</p> <p>(2) 金融機関のリスク管理態勢が確立されていること</p> <p>(1) 金融システムの安定に支障が生じる事態が顕現化せず、安定が維持され、金融機関破綻時においても混乱なく円滑な処理が図られること</p> <p>(2) 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等</p>	<p>主要行の不良債権処理の促進 リレーションシップバンキングの機能強化</p> <p>効果的なオフサイトモニタリングの実施 リスクに対応した実効性のある検査の実施 早期警戒制度、早期是正措置制度的確な運用等 資本増強行の経営の健全化</p> <p>システミックリスクの未然防止 新しい公的資金制度の必要性などについて検討し、必要な場合は法的措置 ペイオフ解禁に対する周知徹底 円滑な破綻処理のための態勢整備</p> <p>国際的な金融監督基準のルール策定等への貢献 新興市場国の金融当局への技術支援</p>
預金者、保険契約者、投資家等の保護	1 国民が金融サービスを適切に利用できること	<p>(1) 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること</p> <p>(2) 国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していること</p> <p>(3) 金融分野において個人情報適切に取り扱われていること</p> <p>(4) 企業内容の情報開示が十分行われていること</p>	<p>保険におけるセーフティネット等のあり方についての検討</p> <p>各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどに係る情報の提供</p> <p>金融分野における個人情報保護のための適切な対応</p> <p>証券取引法に基づくディスクロージャーの充実 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化</p>

	<p>2 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること</p> <p>3 市場が公正であること</p>	<p>(1) 金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること</p> <p>(1) 証券市場において取引の公正が確保されていること</p>	<p>公認会計士監査制度の整備・改善</p> <p>利用者保護の観点からの厳正で実効性のある検査の実施 金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応 貸金業者に対する的確な監督</p> <p>証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保 証券市場に対する監視機能の強化</p>
円滑な金融等	<p>1 我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること</p> <p>2 金融機関の企業活動が活発に行われていること</p> <p>3 金融機関等が犯罪に利用されないこと</p>	<p>(1) 多様な資金需要・投資ニーズに対応できる証券市場となっていること及び証券市場への資金の流れが拡大すること</p> <p>(2) 金融インフラが IT 化等に対応したものとなっていること</p> <p>(3) 企業金融が円滑に行われること</p> <p>(1) 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われること</p> <p>(2) 新規参入等を通じて競争が促進されていること</p> <p>(1) 金融機関等がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されないこと</p>	<p>個人投資家の参加拡大 証券市場の機能拡充</p> <p>証券決済システムの改革</p> <p>中小企業金融の円滑化</p> <p>規制改革推進3か年計画（再改定）の着実な実施 金融行政の透明性の向上に向けた情報発信</p> <p>信託業のあり方についての見直し</p> <p>マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化</p>

（注）重点目標を達成するための政策の記載に当たっては、各政策の特に重要と考えられる重点目標の下に記載しているところであり、政策によっては他の重点目標の達成に資することに留意。

(業務支援基盤整備に係る政策)

分野	課題	政策
1 人的資源	(1) 専門性の高い人材の育成	専門的研修の実施
2 情報	(1) 国民サービス向上のための行政の情報化  (2) 行政事務の効率化のための情報化  (3) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	行政手続きのオンライン化の推進  行政事務の電子化  専門性の高い調査研究の実施 金融研究研修センターの機能拡充

(注) 課題を達成するための政策の記載に当たっては、各政策の特に重要と考えられる課題の下に記載しているところであり、政策によっては他の課題の達成に資することに留意。